

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 4 年度
計画変更年度	令和 5 年度
計画主体	富加町

富加町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 富加町産業環境課
所在地 岐阜県加茂郡富加町滝田 1 5 1 1
電話番号 0 5 7 4 - 5 4 - 2 1 1 3
FAX番号 0 5 7 4 - 5 4 - 2 4 6 1
メールアドレス sankan-g@town.tomika.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンザル、アライグマ、カラス、ヌートリア、ニホンジカ、カワウ、ハクビシン
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	富加町全域

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (令和3年度)

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害金額	被害面積
イノシシ	水稲、野菜、果樹	1,000千円	5ha
ニホンザル	野菜、果樹	200千円	1ha
アライグマ	野菜、果樹	80千円	0.1ha
カラス	野菜、果樹	20千円	0.05ha
ヌートリア	野菜	5千円	0.05ha
ニホンジカ	樹皮、新芽	0千円	0ha
カワウ	川魚	3,000千円	2,500kg
ハクビシン	野菜、果樹	15千円	0.05ha

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積 (被害面積については、水産業に係る被害を除く。)等を記入する。

(2) 被害の傾向

富加町の北部は山林や河川に近い地域であり、イノシシ・サル等による農作物への被害や家屋の破壊が多く発生している。

また、町内全域においてもアライグマ、ヌートリア、ハクビシンなどの外来生物による農作物への被害があり、住民から対策を求める声が上がっている。カラスの被害については、1年を通して野菜類の被害があるほか、住宅地のゴミ集積場を荒らすなどの環境被害や、家庭菜園への被害も発生している。

シカによる被害は現時点において町内での被害報告は無いが、近年は町内でニホンジカの見撃情報がある為、今後は被害が予想される。

町猟友会へ依頼し有害鳥獣捕獲事業を実施しているが、イノシシ・サル等は行動範囲も広く、捕獲によるだけでは、農作物被害対策としては限界である。

今後、猟友会と関係機関、地域が一体となって被害対策に取り組むことが必要である。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和3年度）		目標値（令和7年度）	
	被害金額	被害面積	被害金額	被害面積
イノシシ	1,000 千円	5ha	900 千円	4.5ha
ニホンザル	200 千円	1ha	160 千円	0.8ha
アライグマ	80 千円	0.1ha	70 千円	0.09ha
カラス	20 千円	0.05ha	16 千円	0.04ha
ヌートリア	5 千円	0.05ha	4 千円	0.04ha
ニホンジカ	0 千円	0ha	0 千円	0ha
カワウ	3,000 千円	2,500 kg	2,400 千円	2,000kg
ハクビシン	15 千円	0.05ha	12 千円	0.04ha

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>猟友会に有害鳥獣捕獲依頼をし、銃器、わな等による捕獲を実施した。</p> <p>檻を増加し、鳥獣の捕獲について重点的に取り組んだ。</p>	<p>捕獲のみに頼る方法ではすべての被害を抑制出来ない。</p> <p>広域的な捕獲体制の検討を計っていく必要がある。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<p>電気式防護柵・電子防鳥機・防除ネット設置費の一部補助し農家の負担軽減を図ってきた。</p> <p>県単事業を活用して猪鹿鳥無猿柵の設置を行った。</p> <p>町の補助制度を活用した、自治会ごとに結成する猿追い団体による追い払い活動。</p>	<p>町の補助制度を活用した地域住民による自主的な鳥獣対策が増えている一方、対策を行う個人、自治会に差がある為、補助制度の周知等を行い、地域一体となった対策を目指す。</p>
生息環境管理その他の取組	特になし	特になし

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

鳥獣の生息状況生息環境等に関する情報の把握に努め、効果的な防除対策を行い、農業団体、猟友会との連絡を密にし、研修会の開催、追い払い体制の構築、防除施設の共同設置を行う。有害鳥獣捕獲対策に対する共通意識を持つことにより、知識を共有し効果的な防除システムを構築する。鳥獣を寄せ付けない環境にするため、耕作放棄地や里山の適正な管理（緩衝帯の設置や枝打ち管理等）、未収穫農産物等を早期に処理する。

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。（ICT（情報通信技術）機器やGIS（地理情報システム）の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。）。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

農業者等からの有害鳥獣被害報告を受け、町が被害状況を確認したのち、町猟友会に委託して、銃器及びわな等の捕獲を継続していく。
町が購入した捕獲機材で鳥獣を捕獲する。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
5年度 ～ 7年度	ニホンジカ イノシシ ニホンザル アライグマ ヌートリア カラス カワウ ハクビシン	既存の捕獲檻及び捕獲わなの点検整備。 地域住民からなる猿追い団体による追払い。 電気式防護柵、防除ネット等による被害防止。

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
特に被害の多い、イノシシをはじめニホンザル、ヌートリア、アライグマ、ハクビシン、カラス、カワウを対象に、銃器及びわなによる有害鳥獣捕獲を、農作物の被害状況及び捕獲申請に応じて4月から3月にかけて町内全域を対象に実施する。
令和元年度有害鳥獣捕獲実績 イノシシ1頭 ニホンザル7頭 アライグマ3頭 ニホンジカ1頭 ハクビシン3頭
令和2年度有害鳥獣捕獲実績 イノシシ3頭 ニホンザル8頭 アライグマ3頭 ニホンジカ3頭 ハクビシン2頭
令和3年度有害鳥獣捕獲実績 イノシシ10頭 ニホンザル2頭 ニホンジカ2頭

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	5年度	6年度	7年度
イノシシ	15頭	16頭	17頭
ニホンジカ	5頭	6頭	7頭
ニホンザル	10頭	11頭	12頭
ヌートリア	10頭	11頭	12頭
アライグマ	10頭	11頭	12頭
カラス	30羽	33羽	36羽

カワウ	10羽	11羽	12羽
ハクビシン	10頭	11頭	12頭

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容

ニホンザルについては、被害発生地域において銃器類、捕獲檻による捕獲、イノシシ、アライグマ、ハクビシン、ヌートリアについては捕獲檻での捕獲、カラス、カワウ等鳥類は銃器類、捕獲檻による捕獲を行う。

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

該当なし

(注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。
 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	該当なし	該当なし	該当なし

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添

付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ ニホンザル	電気式防護柵、電気式防鳥機、防除ネットの設置	電気式防護柵、電気式防鳥機、防除ネットの設置	電気式防護柵、電気式防鳥機、防除ネットの設置
ヌートリア アライグマ	猟友会による捕獲檻の管理	猟友会による捕獲檻の管理	猟友会による捕獲檻の管理
カラス ニホンジカ カワウ ハクビシン	地元団体によるサル追い払い活動の継続	地元団体によるサル追い払い活動の継続	地元団体によるサル追い払い活動の継続

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追い払い活動等に関する取組等について記入する。

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル アライグマ ヌートリア ハクビシン カラス カワウ	農業者や農業委員会、農事改良組合長会の協力のもと、有害鳥獣の被害、分布を把握する。補助制度の周知を行い、防護柵の設置や鳥獣の追い払いなどの被害防止対策を猟友会の協力のもと住民一丸で行う。 森林環境税を活用した里山の適切な整備（緩衝帯の整備や里山林の整備）を行う。
令和6年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル アライグマ	有害鳥獣の被害の実態を把握し、被害の顕著な地域においては、電気式防護柵等のハード事業を契機とし、自治体を中心となる団体を主体とした追い払い体制の構築などソフト事

	ヌートリア ハクビシン カラス カワウ	業を実施することにより、相乗効果による防除体制の構築を支援する。 森林環境税を活用した山林の整備を行い、鳥獣の防除を行う。
令和7年度	イノシシ ニホンザル ニホンジカ アライグマ ヌートリア ハクビシン カラス カワウ	引き続き、被害実態の把握を行い被害の顕著な地域においては電気式防護柵等ハード事業を実施し、 自治会が中心となる団体が主体となった追い払い体制の構築などソフト事業を実施することにより、相乗効果による防除体制の構築を支援する。 防除後の有害鳥獣の個体数等の動きを注視し、今後の対策につないでいく。

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

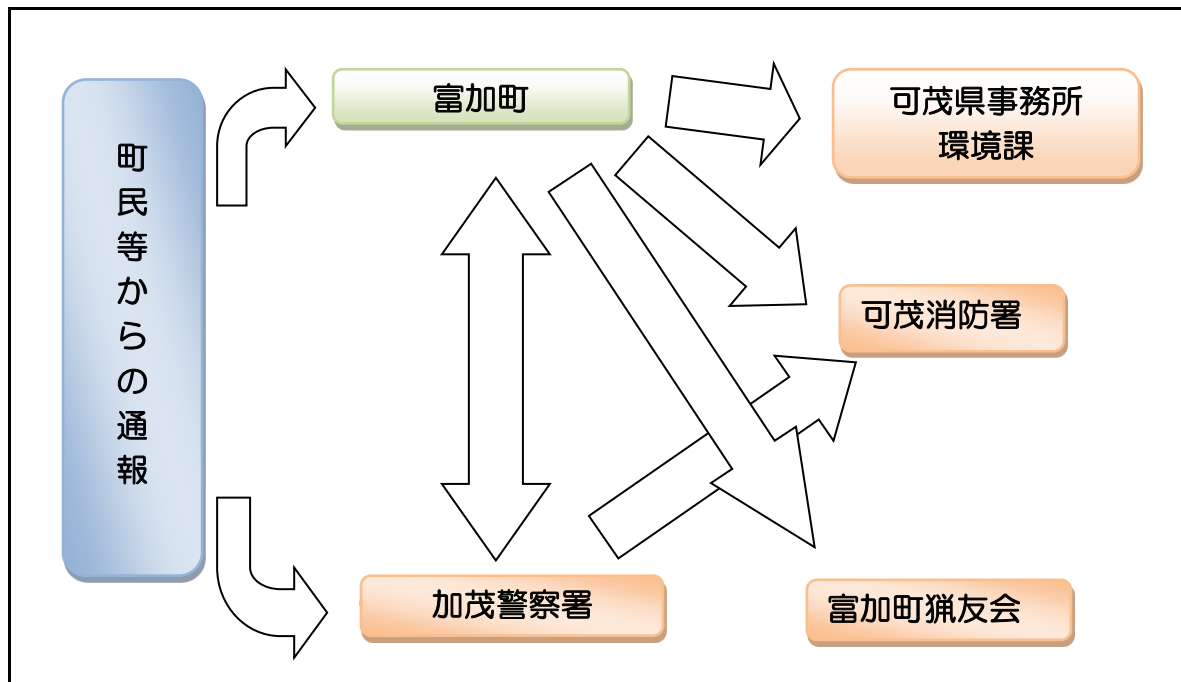
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
加茂警察署	住民の生命・身体・財産の安全確保
可茂消防署	住民の生命・身体・財産の安全確保
岐阜県可茂県事務所環境課	有害鳥獣の捕獲に関する助言を行う
富加町	防災無線等により町民に周知するとともに 県及び警察、猟友会等機関の連絡調整を行う
富加町猟友会	有害鳥獣の捕獲の実施を行う

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した有害鳥獣は、捕獲後速やかに適切な処理施設での焼却処分、もしくは適切に埋設処理を行うものとする。(イノシシは、豚熱の対策として県の指導通知により適切に処分する。)

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	特になし
ペットフード	特になし
皮革	特になし
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	特になし

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

該当なし

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

該当なし

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	富加町鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
富加町	鳥獣害防止対策協議会の事務運営、各機関の連絡調整を行う
富加町猟友会	野生動物の生態習慣に関する情報提供、捕獲活動を行う。
富加町農業委員会	各地区の被害状況の把握と意見の集約を行う。
JA めぐみのみのかも営農経済センター	農業被害の情報収集及び営農指導、被害防止対策の普及啓発を行う。
岐阜県農業共済中濃支所	鳥獣による農作物被害に関する情報提供及び被害防止対策の普及啓発を行う。
富加町農事改良組合長会	各地区の被害状況等の把握と各地区の意見の集約及び、地区に対し普及啓発を行う。
加治田西部環境保全組合	猪鹿鳥無猿柵設置モデル地区 他の地区のモデルとしてアドバイスを行う

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
岐阜県可茂県事務所 環境課	有害鳥獣捕獲、被害防止対策に関する助言と情報提供を行う。
岐阜県可茂農林事務所 農業振興課	農作物被害に対する防除体制の構築、有害鳥獣に関する情報提供を行う。

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

該当なし

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

狩猟免許保持者の高齢化と新規の狩猟免許取得者の減少により、捕獲従事者が減少しているため、猟友会と協議し後継者育成に努める。

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

特になし

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入
- (注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。